広告

保育系弁護士がゆく
少子化時代をサバイブする園の護身術

第 52 号

こども性暴力防止法施行に向けた準備を！

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。
事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。



弁護士
板垣 義一

レーヴ法律事務所共同代表。慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011 年に弁護士登録。
2019 年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。

Topic

2026年12月25日に、こども性暴力防止法が施行されます。本メルマガの第49号でもお伝えしましたが、保育園、幼稚園、認定こども園については、この法律に基づき対応しなければならないことがたくさんあります。

この間、園の先生方とお話しする中で、この法律に対する感度に園ごとでかなり温度差があると感じたため、繰り返しになることを承知のうえで、この法律への対応についてお伝えします。

この秋に、こども家庭庁が事業者向け説明会を開催しています。本メルマガ発刊時点で既に終了している会場や受付を終了している会場があるのですが、11月６日（金）14 時からのオンライン配信については、事前申し込みさえすれば受講可能のようです。また、過去実施した説明会のアーカイブ配信もこども家庭庁ホームページから視聴することが可能です。何はともあれ、こども家庭庁の公式見解を把握することは重要です。手前味噌ではありますが、株式会社チャイルド社から、私がこども性暴力防止法について話している研修動画が販売されておりますので、こちらも参照していただくと良いかもしれません。

これらの動画により基礎的な知識を確認したところで、体制整備を行ってください。第 49 号でもお伝えしているとおり、法人・園において、犯罪事実確認の申請・受領が的確にできなければなりません。どの職種を対象に犯罪事実確認を行うか、犯罪事実確認結果を誰が確認するのかなど、組織的な準備が必要です。

そして、こども家庭庁への提出が義務付けられている情報管理規程を策定しなければなりません。自園の規模や実情に応じた規程を、こども家庭庁ホームページのひな型を参照しつつ、あるいは専門職の力を借りながら策定してください。



犯罪事実確認により特定性犯罪前科が判明してしまった場合など、児童対象性暴力のおそれがある者が出てくることに備えて、採用活動時の求人票や誓約書、さらには就業規則の見直しにも着手してください。適切に内定取消しや懲戒解雇を行うための準備です。

現職者に対して、法施行前までに、こども性暴力防止法に関する研修も必要とされています。こども家庭庁が用意している標準動画で構いませんので、必ず受講させるようにしてください。

レーヴ法律事務所

園の困りごと、何でもお問合せください　～園の顧問弁護士～　レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]
■弁護士/保育士　柴田 洋平　■弁護士　板垣 義一　■弁護士　今西 淳浩　■弁護士/公認会計士　中谷 健二　■弁護士　千葉 祐樹
TEL：03-5336-3390　Email：reve.info@reve-law.jp　HP：https://www.reve-law.jp/